

平成 27 年(2015 年 4 月 1 日～2016 年 3 月 31 日)度事業

自平成 27 (2015) 年 4 月 1 日

至平成 28 (2016) 年 3 月 31 日

代表理事および理事、監事の交代について

2015 年(平成 27 年)6 月の社員総会にて以下の新体制が承認された。

代表理事 : 伊藤邦夫(留任)

理事 : 安藤博(留任)/岡本達思(留任)/杉山隆保(留任)

監事 : 井出龍一郎(新任)/平井吉夫(新任)

その後、2016 年(平成 27 年)6 月 30 日の理事会において、伊藤邦夫から安藤博へ代表理事の交代が承認された。

基本方針について

2011 年 3 月 11 日に発災した東京電力福島第一原子力発電所の事故収束作業は、未だ高濃度の放射線汚染水や瓦礫処理等の問題が処理しきれず、本題である燃料デブリの取出しや廃炉化に向けた事業が進展していないが、当法人ではそうした長期的な事故収束作業に対する様々な提案をはじめ、研究・研修・啓発事業を関係各部署との連携のもと積極的に推進した。

そうした事業に当たっては、当法人の基本的立場「原発事故の収束作業に当たる若い世代の放射能被曝を軽減するため、比較的被曝の害の少ない退役技術者・技能者を中心とする部隊が長年培った経験と能力を活用し、現場におもむいて行動する」を堅持して推進し、政府等関係機関に対しても、事故収束事業に当法人を受入れる体制の整備を要請した。

具体的事業について

1. 福島第一原発構内および周辺環境放射線等モニタリング事業 (1)前年度に引き続きモニタリング作業にかかわる安全・衛生管理体制の整備に努めた。(2)被災自治体の双葉郡川内村および檜葉町との間では環境放射線モニタリング作業にかかわる「覚書」を締結していた

が、本年度も同様の覚書を両・町村と締結し、「覚書」に基づき、両・町村民の要請に応じて個人住宅の室内および敷地内の空間線量測定を測定するとともに、依頼先にはその報告を行った。対象物件は 6 件で、催行回数は 5 回(延べ 7 日)、参加人員は 8 名(延べ 20 名)であった。放射線線量の測定結果については、様々な条件下に有り一概には結論付けられるものではないが、家屋内で高かったところは二階の天井下で $0.22 \mu\text{Sv/h}$ (残存率 78%)、一階床から 1m 高さで $0.14 \mu\text{Sv/h}$ (残存率 86%)、敷地の高いところでは 地面から 1m 高で $0.41 \mu\text{Sv/h}$ (残存率 76%)と、除染作業の効果が見られた。また、南相馬市を中心に 2012 年 10 月から放射線測定を続けるふくいち周辺環境放射線モニタリング・プロジェクト等との連携を図り毎月 1 回(約 1 週間)、約 200 地域(延べ 2,000 地域)、参加人員は 2 名(延べ 20 名)を、そうした活動へのモニタリング要員として送り込みを行う中でモニタリングスキルの向上をめざした。

2. 国・福島県の設置機関「除染情報プラザ」に対する専門家派遣事業

2014 年度事業を継続し、国・福島県の設置機関「除染情報プラザ」と交流を図り、除染及び放射線モニタリングに関する情報を共有する。2016 年 2 月 11 日に福島県福島市で開催された「ポジティブカフェ 2016」にも参加した。

3. 研修事業 (1)川内村と檜葉町のモニタリング作業に未経験者を必ず加え、現場でのモニタリング研修(トレーニング・オン・ジョブ)を延べ約 7 日間行った。(2)さらに 2016 年 2 月 6 日には、檜葉町との協働事業としていわき市第 10 仮設住宅に避難している檜葉町の町民 12 名に対して、モニタリング講習会「線量計の使い方説明・実習の会—自宅の線量、自分で測りましょう—」を開催し、基本的な放射線の知識や被ばくの状況、放射線測定のノウハウ提供等の研修を実施した。

以上